

○豊島区図書館経営協議会規則

平成 20 年 12 月 1 日

規則第 72 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日規則第 21 号

改正 平成 27 年 7 月 31 日規則第 69 号

(設置)

第 1 条 豊島区の図書館行政における区民の参画を推進し、透明性を確保するとともに、図書館サービスの向上を図るために、豊島区図書館経営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、図書館サービスの成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な図書館行政の推進に資するため、豊島区立図書館（以下「図書館」という。）の経営評価その他の図書館政策について、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

(図書館課長の責務)

第 3 条 図書館課長は、前条の意見又は提言を尊重し、図書館経営及び運営に反映させるよう努めなければならない。

(平 26 規則 21・一部改正)

(組織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 名以内
- (2) 教育委員会委員 2 名以内
- (3) 豊島区立小中学校長 2 名以内
- (4) としま図書館ネットワーク代表者 2 名以内
- (5) 区民 2 名以内
- (6) 図書館ボランティア代表者 2 名以内
- (7) 豊島区参与（図書館行政政策顧問） 1 名
- (8) 区職員 2 名以内

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会議を主宰する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。
- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

(協議会の招集)

第7条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び議決)

第8条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の解嘱)

第9条 区長は、委員に特別の理由があると認めるときは、協議会の同意を得た上で、任期中であってもその委嘱を解くことができる。

(関係者の出席等)

第10条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

2 協議会は、図書館課長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(平26規則21・一部改正)

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、図書館課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の意見を聴いた上で、区長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第21号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月31日規則第69号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。